

令和4年度  
工事及び委託監査に伴う技術調査委託  
報告書

江戸川清掃工場建替工事（建築分野）

令和5年2月6日



# 目 次

## 担当技術士一覧

|               |       |    |
|---------------|-------|----|
| まえがき          | ----- | 1  |
| 第1章 調査概要      | ----- | 1  |
| 1.1 調査目的      | ----- | 1  |
| 1.2 調査実施日     | ----- | 1  |
| 1.3 調査場所      | ----- | 1  |
| 1.4 出席者       | ----- | 1  |
| 1.5 日程        | ----- | 1  |
| 1.6 調査方法      | ----- | 2  |
| 1.7 工事概要      | ----- | 2  |
| 1.8 建築計画概要    | ----- | 2  |
| 1.9 解体工事（旧工場） | ----- | 3  |
| 第2章 調査業務内容    | ----- | 4  |
| 2.1 計画分野      | ----- | 4  |
| 2.2 特記仕様書     | ----- | 4  |
| 2.3 契約        | ----- | 8  |
| 2.4 実施設計図書    | ----- | 9  |
| 2.5 積算書       | ----- | 11 |
| 2.6 施工        | ----- | 11 |
| 第3章 総合評価      | ----- | 14 |
| むすび           | ----- | 14 |

## 担当技術士一覧

総括管理技術士

|     |      |              |   |
|-----|------|--------------|---|
| 理事長 | 原田敬美 | 技術士(建設部門)    | 印 |
|     |      | 登録 No. 24446 |   |
|     |      | 工学博士         |   |

部門統括技術士

|       |      |              |   |
|-------|------|--------------|---|
| 建設委員長 | 石川敏行 | 技術士(電気電子部門)  | 印 |
|       |      | 登録 No. 21921 |   |

|       |      |              |   |
|-------|------|--------------|---|
| 担当技術士 | 原田敬美 | 技術士(建設部門)    | 印 |
|       |      | 登録 No. 24446 |   |
|       |      | 工学博士         |   |

NPO 法人地域と行政を支える技術フォーラム

〒106-0032

東京都港区六本木 3-14-9 妹尾ビル 4F

TEL 03-3403-2325 FAX 03-3403-0734

## まえがき

本技術調査報告書は、東京二十三区清掃一部事務組合の工事及び委託監査に伴う技術調査委託として、対象工事の建築分野について建設部門の技術士の観点から調査及びヒアリングを行い、その適否、あるいは問題点の把握・分析を行った結果の報告である。

## 第1章 調査概要

### 1.1 調査目的

本報告書は、専門技術者の立場から主として、当該工事に係わる①計画分野、②特記仕様書、③契約、④実施設計図書、⑤積算、⑥施工に関する事項に対して調査を実施し、これらの諸事項に係る妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性の確認を行うことを目的としたものである。

1.2 調査実施日 令和4年12月8日(木)

1.3 調査場所 江戸川清掃工場建替工事現場監督員事務所2階会議室  
及び施工現場

### 1.4 出席者

建設部 工場建設担当課長 吉川 洋志(建築)

(建築本体設備)

建設部建設課 工場建設第三係長 加藤 一成(機械)

建設部建設課 工場建設第三係 木暮 大樹(建築)

監査事務局長 江部 信夫

監査担当係長 小澤 豊

監査担当係長 蛸谷 秀邦

技術士(建築) 原田 敬美

### 1.5 日程

9時53分：工事の概要説明

10時08分：書類調査及び質疑

11時55分：休憩

13時05分：書類調査及び質疑

14時40分：現場状況の確認

15時30分：講評

16時00分：終了

## 1.6 調査方法

工事調査は、下記手順により実施した。

- (1) 建設部建設課による工事概要説明
- (2) 計画分野の調査
- (3) 特記仕様書の調査
- (4) 契約の調査
- (5) 実施設計図書の調査
- (6) 積算書の調査
- (7) 施工分野の調査

以上の事項について、担当課及び関係各位からのヒアリング、質疑応答、書類を基に調査を行ったものである。

## 1.7 工事概要

工事件名：江戸川清掃工場建替工事

工事場所：江戸川区江戸川二丁目36番1号

発注者：東京二十三区清掃一部事務組合 管理者

主幹部課：建設部建設課

請負者：日立造船・竹中特定建設工事共同企業体

契約金額：56,686,960,000円(税込) [当初契約金額53,130,000,000円(税込)]

工期：令和2年9月30日～令和9年5月31日

契約方式：総合評価落札方式

発注方式：設計・施工一括発注方式

## 1.8 建築計画概要

- (1) 工場棟：RC・SRC・S造（高さ約26m）
- (2) 煙突：鉄筋コンクリート外筒・ステンレス内筒型（高さ約150m）
- (3) 附属棟：待機所、危険物保管庫、廃棄物置場、洗車棟等
- (4) 階数：地上5階・地下3階
- (5) 敷地面積：28,486.63㎡

(6) 建築面積：13,543.96 m<sup>2</sup>

(7) 延べ面積：35,214.51 m<sup>2</sup>

#### 1.9 解体工事(旧工場)

(1) 工場棟：鉄骨鉄筋コンクリート造（地上5階・地下2階、高さ約27m）

(2) 煙突：鉄筋コンクリート造外筒・鋼製内筒（高さ約150m）

(3) 附属棟：計量棟・油庫・屋外便所・運転手控室・駐輪場 他

## 第2章 調査業務内容

### 2.1 計画分野

本事業の上位計画での位置付け、事業の必要性について質問し、以下の回答を得た。

東京二十三区清掃一部事務組合が平成27年2月に作成した「一般廃棄物処理基本計画」の施設整備計画において当該事業が記載されている。

プラントの寿命は25年から30年で、建築の寿命はプラントに比較し長いが、更新するプラントの規模、効率等に合わせると既存の建築構造体を活用することは困難であり、プラントの更新に合わせ建築の建替えを行うものである。

「基本計画の図-6-1 清掃工場の整備スケジュール」に江戸川清掃工場は30t2炉を令和2年から7年にかけて建替え工事をすると記載されている。

従前の工場は、平成9年竣工、稼動し平成31年で23年経過した。設備のライフサイクルコスト、今後の予想されるごみ量を勘案し、建替えが必要と判断された。

(まとめ)

本事業は、東京二十三区清掃一部事務組合の上位計画に位置付けられている。従前の老朽化したプラントの更新、それに伴う建築建替という必要な事業である。本事業の計画は適切である。

なお、今後、環境に配慮し、プラント更新とは別途、建築の長寿命化の検討をされたい。

### 2.2 特記仕様書

発注条件書としての特記仕様書の内容について客観性、合理性、技術上の妥当性等の観点から調査した。多くの項目の中から、清掃工場の固有の課題と立地上の観点から、法令遵守、清掃工場の特性からの汚染物質対策、旧江戸川に接していることによる浸水対策、設計・施工の中で現況調査、地球温暖化対策、解体工事及び本体工事について重要な項目を調査対象とした。

1.1.2.4 工期について令和9年5月31日までと記載されている。その根拠について質問し、以下の回答を得た。

600tの工場の場合、標準的に72か月プラス $\alpha$ としている。プラス $\alpha$ は各工場の特有の条件による。江戸川工場の場合、約8か月の追加期間が必要と判断された。主な理由は、①アスベスト含有外壁塗材の除去作業、②工場棟を既存と同様の高さに抑えることによる標準工期以上の掘削土量、③掘削に伴い障害となる既存杭の撤去、④新たな杭の打設及び打設に伴い干渉する既存杭の撤去の4項目である。

1.2.2 関係法令遵守について、特記仕様書の一般事項に関係法令遵守と記載され、関連する法令及び条例が記載されている。その中で地域性という観点から江戸川区の条例にどのように対応したか質問し以下の回答を得た。

設計に際し関係すると思われる条例は、景観条例、住宅等整備事業における基準等に関する条例(住宅等整備基準条例)、さらに、条例ではないが江戸川区ハザードマップである。

景観条例について、当該敷地は江戸川区が指定する大河川軸の江戸川に隣接している景観上重要な場所で、景観条例に基づき、事前相談をし、建築確認申請の30日前に届出書を提出した。色彩等について基準が設定されており、その基準に基づき外観の色彩を決めた。

住宅等整備基準条例について、建築確認申請を行う前に事前相談をした。

条例ではないが、江戸川区役所が作成したハザードマップによると当該敷地は江戸川が氾濫した場合、3メートルの浸水被害が予想され、それを前提に建物のレベルを設定することとした。

1.2.7 (1)前払金、(2)部分払いの内容について質問し、以下の回答を得た。

前払金について、契約書の第34条に…契約金額が20億円を超える場合は、契約金額の10%の額を前払金として支払うと記載されており、また、部分払いは、契約書の第38条に…工事の完了前において、受注者の部分払請求を相当と認めるときは、検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額の10分の9以内で発注者が定める金額を支払うことができると、記載されている。

1.2.4 環境影響評価の遵守について、清掃工場は環境影響調査対象工事であり、必須の項目である。課題について質問し、以下の回答を得た。

特に指摘事項はなく、ごみ収集車による寄与率は低いという結果であった。

1.2.10 労働災害補償保険加入、1.2.11 建設業退職金共済制度加入届について質問し、以下の回答を得た。

令和2年11月2日付けの労働者災害補償保険加入確認書及び令和2年12月21日付けの建設業退職金共済制度加入届のコピーを確認した。

第3節 設計・施工の1.3.2 実施設計の内容で、①現況調査における、ア周辺調査(周辺の住宅など)について質問し、以下の回答を得た。

家屋調査において、建物高さの45度の範囲という考えであるが、敷地周辺から30mとした。仕様書での範囲が明確でないので、今後明確に記載されたい。

イ ボーリング調査は個所数4か所以上と記載されていることについて質問し、以下の回答を得た。

既存ボーリング位置を考慮の上、新築建物外端の対角の4地点とした。

なお、既存工場建設時のボーリングは14か所あり、環境影響評価時のボーリング位置は5か所ある。



1.3.3.3 契約金額の変更について質問し、以下の回答を得た。

契約変更の1回目はアスベストの契約変更、2～4回目は土壌汚染対応で3回の契約変更があり、金額増となった。土壌汚染対応の契約変更の1回目は73,128,000円(税込)、2回目は221,694,000円(税込)、3回目は3,205,521,000円(税込)である。土壌汚染対策の残土処分の伝票がファイルされていることを確認した。

なお、地下水に汚染はない。

1.3.8.7 作業日、作業時間について、①日曜日、祝日、…と記載されており、土曜日は仕事日と理解される。最近の建設分野の労働環境は3Kと称され厳しい状況がある。特記仕様書で、土曜日にも休みとすることを検討いただきたい。

なお、当該工事現場では、土日は休みとなっており、好ましい労働環境である。

1.3.8.8 仮設物の(1)仮囲いについて、地域景観への配慮が記載されていることは好ましい。

1.3.8.10 監督員事務所について、女性への配慮(ロッカー、トイレ)は、今後、女性の監督員、女性の作業員が増える傾向にあり、好ましい。

実際の運用について質問し、以下の回答を得た。

女性専用トイレ、女性専用の休憩所・更衣室を設置した。

なお、防犯対策についても記載することを検討されたい。

実際、現場ではテンキーの鍵で管理しており、また、休業日は機械警備をし、年末年始は1日1回パトロールをしているとの説明を受けた。

1.3.8.11 環境保全対策について、建設機械の低騒音、低振動型建設機械の使用、排ガス対策の建設機械の使用と記載されており、好ましい。

1.3.8.15 工事協定等の遵守について、関係者への広報の記載は好ましい。その中で関係者の定義がされていない点について質問し、以下の回答を得た。

周辺の5町会に対し丁寧に工事の説明をしたうえで工事協定を結ばないことを確認し、年2回建設協議会を開催し、工事の広報と意見聴取をしている。

住民からの苦情について、今年年明けの基礎の解体時に、振動に関する苦情があった。建設重機は最新型の重機を使用し、極力騒音振動を減らすよう努めっていると説明し、理解を求めた。

1.3.10 建設副産物の処理について、リサイクル計画書、リサイクル報告書が作成されていることを確認した。

2.1.1 第2章 全体計画の第1章 設計指針について、2.1.1の周辺環境と調査の記述は好ましい。

2.1.2 地球温暖化の防止について最近の社会動向からすると、好ましい記述である。

従前の清掃工場と比較し、エネルギー消費量をどの程度削減するかの目標値を具体的に示すことが望まれる

2.1.4 自然エネルギーの利用の記述は好ましい。具体的に導入した内容について質問し、以下の回答を得た。

太陽光発電を設置した。

2.1.7 作業環境についての記述は、快適職場の観点から好ましい。

2.1.11 経済性で、「ライフサイクルコストの面から…経済効率の高い施設とする。」と記述されているのは好ましい。

今後、「建築の長寿命化」という観点も記載されることが望ましい。

2.2.1.2 設計地盤面はAP+4.1m、1階床高4.4mの根拠について質問し、以下の回答を得た。

ハザードマップから1.6mさらに嵩上げすることとした。

工場棟の高さをGL+26.4m以下とすると記載されている。その根拠について質問し以下の回答を得た。

従前の工場の高さの28mより低く抑えた。(A.P.は同じ高さ)

第3章 解体工事 第1節 基本条件 3.2.5 土壌汚染状況について質問し、以下の回答を得た。

1.3.3.3で記載したとおり、基準を超える箇所が相当数あり、想定以上の汚染土壌の搬出となった。

第2節 施工管理 3.2.7 ダイオキシン対策について質問し以下の回答を得た。

現状を調査し、住民への配慮と作業員に対しての配慮を行い、対応方法を検討した。

3.2.8 アスベスト含有材対策について質問し、以下の回答を得た。

現場内に「特別管理産業廃棄物管理責任者」の有資格者を配置した。

3.2.3 施工について質問し、以下の回答を得た。

第4章 建築本体工事、第1節 4.1.1 共通事項、平均断面計画、(4)工場棟管理棟の浸水対策について、1階床高を設計地盤高さより+300mm程度のレベルと記載されていること、また、AP5.5mの浸水に対しても対応すると記載されていることについて質問し、以下の回答を得た。

江戸川区のハザードマップに基づいた。

第2節 構造計画 4.2.1 設計指針 (2)プラント設備との取り合いの具体的な配慮について質問し、以下の回答を得た。

炉体に対し、壁に3メートル、天井側に4.5m程度の空間を確保している。

4.2.1.2 煙突外筒(1)構造の耐力上、安全であることの認定を記載されている。具体的な対応について質問し、以下の回答を得た。

マットスラブという工法を採用した。審査機関から認定を受けた。

(まとめ)

特記仕様書の内容は適切である。特に、江戸川区に対する配慮、また、女性に対する配慮は好ましい。

なお、以下の内容について検討されたい。週休2日とすること、監督員事務所について、防犯対策に配慮されたい。

## 2.3 契約

### (1) 発注方式

発注方式とその結果について質問し、以下の回答を得た。

プラントと建築の設計、施工を分離すると事業期間が長くなることや一体的な設計・施工を確保するなどの観点から建設会社とプラント会社の共同企業体に対して性能発注とした。総合評価落札方式である。

入札参加資格は以下の3項目である。

- 1 プラント分野：ダイオキシン類対策特別措置法によるダイオキシン類排出規制に適合した一般廃棄物を対象とするごみ焼却能力150t/日・炉以上かつ廃熱ボイラ及び蒸気タービン発電設備を設けた全連続燃焼式火格子焼却炉を元請人として建設した実績を有すること。
- 2 建築分野：一般廃棄物を対象とするごみ焼却能力100t/日・炉以上かつ廃熱ボイラ及び蒸気タービン発電設備を設けた連続運転式ごみ焼却炉を内部に有する建築物を元請人として建設した実績を有すること
- 3 解体 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策についての対策要綱に基づき、一般廃棄物を対象とするごみ焼却施設を元請人として解体した実績を有すること。

### (2) 結果

応募した共同企業体は3者である。評価点の配分は、技術提案75点、価格点25点、合計100点である。審査の結果、当該共同企業体の提案内容の中でとりわけ地域環境に対する提案が優れていることが評価された。

その内容は、以下の通りである。

外部開口部を極力低減し、近隣へ配慮しメリハリ付けた開口配置とした。

3階見学者廊下に面する開口部、眺望を目的とした5階展望ホールを除き、開口部は必要最小限の大きさを配置することで、建屋の窓面積を極力抑え、熱負荷の低減を図る。

西面に3階のメインエントランス及び管理エリア周りは開口部を極力制限し、熱負荷の低減を図り、かつ、西側のマンションへのプライバシーにも配慮する。

展望デッキ、見学者空間から見えるガラスサッシ面に壁面太陽光フィルムを

貼付け説明表示と併せアピールする。貼付範囲は近隣への視線を考慮し西側に向いたサッシ面とする。

### (3) 契約変更

1.3.3.3 で記述したが、土壌汚染対応で3回の契約変更があり、契約金額増となった。残土処分に伝票に基づき契約変更がされていることを確認した。やむを得ない変更である。

#### (まとめ)

性能発注、総合評価方式は問題ない。土壌汚染対応で3回の契約変更があったが、やむを得ない変更である。今後も契約変更の際は、根拠となる証拠書類を基に適切に対応されたい。

## 2.4 実施設計図書

実施設計図書について質問し、以下の通りの回答を得た。

### I 建築意匠図

#### (1) 地上部解体工事（意匠・外構）

図面2 杭伏図、新設杭と干渉する既存杭の判断の根拠について、障がいがないければそのまま存置する考えである。

地下8mに基礎の底盤があり、さらにそこから30m杭が存在する。杭の引抜の工法はCD工法で、既存杭全体をケーシングで包み込み引き上げる工法で、施工管理も正確にできる。

図面仮09.2煙突の解体でハットダウン工法の計画図がある、その特徴は煙突解体部周りに小屋を作り、粉塵、汚染物質の飛散防止対策で、天候に左右されずに作業ができる。欠点は、冬の降雪期に積雪に対し配慮が必要であることである。

#### (2) 本体設計

内外仕上げ表について、特記仕様書で以下のように記載されている。

3-1 内部仕上表(1) 3-1 内部仕上表(1)ピット階の仕上げ材の選定根拠である。

65 灰沈殿槽の床のコンクリートによる躯体防水は、外部に灰汚水を漏れ出さないためである。

66 灰汚水槽は薬品等の影響を受けるためFRP防水とした。

67 ポンプスペースの塗膜防水は、壁もX2で、水漏れの恐れがあるからである。

3-2 42 ポンプ室 アスファルト防水 TWはJVの提案した工法である。

3-3 34 純水設備室 アスファルト防水 TWは上記と同様である。

3-8 17 塩酸貯蔵室 合成樹脂床は耐薬品のためである。

- 3-13 8 女子職員休憩室 畳 A は休憩時に布団を敷き横臥し休憩ができるためである。女子職員への配慮で、男子職員用にはない。
- 3-15 エントランスホール ビニル床タイルと記載されている。職員、来訪者など多くの方が通る場所であり、より丈夫な床仕上材が必要である。
- 3-14 職員用玄関 磁器質タイルは適切である。
- (3) 実施設計で特記仕様書と異なる部分、内容は、犬走りを全面に覆う設計にした。
- (4) 配置図 道路幅員、延焼の恐れ、KBM などが描かれ適切である。
- (5) 平面詳細図で、エントランス(特に見学者)の自動扉の挟み込み対策について描かれていない。防止柵設置について検討されたい。
- (6) 階段詳細図(来訪者)の手摺り部分の仕上げについて、フィルムを貼るとの説明で了解した。特に学校児童の見学で引率の女性教師がスカートを着用している場合はプライバシーの問題が生じる恐れがある。
- (7) 1001 サイン詳細図について、勤労者(事務室、現場)、来訪者(業者、見学者)の観点から、総合サイン計画を策定し、色、デザイン、施工を検討した。
- (8) 省エネルギー計算書について、令和 4 年 10 月 7 日付けで、適合判定通知書が発行された。当該外計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の建築物エネルギー消費性能基準に適合している。基準省令の BEI は 0.88 である。(注)
- (注)BEI は建物利用に伴うエネルギー消費量で、 $BEI = \text{設計一次エネルギー消費量} / \text{基準一次エネルギー消費量}$ 、の計算式で求める値で、BEI は 1.0 以下が好ましく、また、数値が小さいほど省エネの程度は大きい。
- (9) エレベーターは特記仕様書で、管理用 1 基以上、作業用 2 基以上、見学者用 2 基以上と記載されている。実際は 7 基設置した。

## II 構造図

ボーリングの柱状図、杭工法の選択 構造の図構造 0.22、図 0-14(2)杭工法の選択について、工場棟は、施工性、近隣への影響が少ないことから既成コンクリート杭を採用した。

煙突の基礎はマットスラブを採用した。その根拠は厚さの大きいスラブ一体を基礎とし、高層の建物などを支える基礎工法で、転倒防止対策である。

- (12) 煙突の構造計算方式の判定結果について、大臣認定によるもので、令和 4 年 2 月 17 日付、認定書が発行された。

## III 外構

(13) 外構図 101 道路計画平面図 雨水の流れについて、以下の原則である。車道の仕上げ材はアスファルト、出入り口の仕上げ材はコンクリートとする。構内道路の設計条件について、横断勾配は 1.5%以上、2.0%以下を基準とし、縦断勾配は、舗装面に雨水が滞留しないように可能な限り 0.5%程度の縦断勾配とする。

雨水の排出量の計算の設計条件は、都市計画法の規程による開発行為の許可等に関する審査基準(江戸川区)を設計条件として算出する。

(14) 外構 400 既存樹平面図の保存、移植、伐採の理由について、江戸川工場での樹木の生育状況は良くないが、公共施設なので、工場以外の場所の樹木は保存し、また、残せる樹木も保存し、移植は根回しの時間がなかったが、可能な樹木は移植することとした。

(まとめ)

実施設計図書は特記仕様書を反映し、積算、施工するのに必要十分な内容である。

なお、エントランスホールの床仕上材について、耐久性、耐摩耗性の観点から再検討されたい。また、安全性の観点から、自動扉の挟み込み対策について再検討されたい。

## 2.5 積算書

解体工事の中で、コンクリートの処分量について、煙突、工場棟で計上した数値と実際の処分量について質問し、ほぼ積算書通りの数量であると回答を得た。

なお、汚染土壌の処分量については、1.3.3.3 で記載したが大幅な変更があった。土中のことであり、やむを得ないことと判断する。

(まとめ)

積算書は全体として適切と判断する。

## 2.6 施工

施工分野の各項目について確認をし、以下の通り回答を得た。

### (1) 進捗率

進捗率は 10 月末現在、建築の解体は 93.20%、計画出来高 93.20%であり、全体の進捗率は 14.3%で、マスター工程通りである。

マスター工程どおりの進捗の要因として、毎朝 8 時半から朝会を開催し、当日の工事内容、進捗の説明をし、また、週一回、工事に関する情報の共有をし、さらに、月末に総合定例会を開催し、3 か月間の工事説明をし、作業現場で情報共有していることである。

- (2) 施工体系図を確認した。
- (3) 諸手続きについて、計画通知、江戸川労働基準監督署宛の建築工事計画届(令和2年12月18日)、機械等設置届(令和2年12月4日)、クレーン検査済証(令和4年1月27日)、江戸川区長宛の特定粉塵排出等作業実施届書(令和2年12月23日)、工事着手届(令和2年9月30日)を確認した。
- (4) 資格証明書(代理人等)について、現場代理人及び主任技術者等通知書、監理技術者通知書(令和2年9月30日)を確認した。
- (5) 安全管理について、毎月1回安全パトロールを実施し、危険を発見した場合、即改善するようにしている。これまで小さな指摘はあった。
- (6) 住民対応について、建替え協議会は町会長含め10人おり、5月に年度の工事内容の説明会を開始し、近隣住民約100名が参加した。近隣住民の声には、丁寧な対応に努めている。これまで電波障害、振動問題について意見があったが、丁寧に説明、対応した。
- (7) 解体時の仮設工事の状況について、特記仕様書、実施設計図に基づき、工場棟の解体にあたり、全て覆い、可能な限り粉塵の飛散防止、騒音を抑えるようにしている。また、煙突部の解体にあたり粉塵の飛散防止を抑える施工方法を採用している。  
仮設工事の全覆い仮設テントにガラリーを20か所設置し、負圧集塵機を6台(出入り口3台、北側に3台)設置し、全覆い仮設テント内の密閉を保つようにしている。
- (8) 法定掲示物は、仮囲いの南側の掲示板で、建築確認済証、保険加入届、施工体系図などが掲示されていることを確認した。
- (9) 作業環境について、施工現場内に常時平均80人程度の作業員が従事しており、作業員の休憩所の面積は概ね500㎡あり、好ましい。また、女性専用の更衣室、休憩所があり、畳の部屋で横臥できるようになっており、好ましい。
- (10) 工事写真について、整理されている。
- (11) 建屋内は、整理整頓がされ、通り芯が掲示されている。仮囲いのコーナーは透明な材料で、歩行者の安全確保と施工現場内を見せる配慮がされている。インフォメーションセンターが設置され、近隣住民に清掃工場の広報宣伝、施工現場の広報宣伝をしている。道路に面した場所に騒音、振動計が設置され、住民対応を行っている。

(まとめ)

進捗、施工体制、諸手続き、安全管理、住民対応、解体の施工管理、煙突解体の施工管理、杭工事、施工現場の整理整頓、プライバシーに配慮した女性用休憩室など適切である。

また、より一層の快適職場となるよう、モデル職場の事例を参考に、休憩所

に花、植物を置くなど配慮していただきたい。



### 第3章 総合評価

今回の技術調査における総合評価は以下の通りである。

- (1) 本事業は、東京二十三区清掃一部事務組合の上位計画に位置付けられている。従前の老朽化したプラントの更新に伴う建築建替という必要な事業である。  
なお、環境への配慮から、プラントの更新とは別に建築の長寿命化を検討されたい。
- (2) 特記仕様書の内容は適切である。特に江戸川区に対する配慮は好ましい。また、監督員事務所で女性への配慮の記載は好ましい。江戸川清掃工場の工事現場では土日が休日であるが、特記仕様書で土曜日も休みとするよう検討していただきたい。
- (3) 契約について、性能発注、総合評価方式は問題ない。  
なお、土壌汚染対応について3回の大幅な契約変更があった。土中のことでありやむを得ないことであるが、今後も契約変更の検討がされる場合、証拠書類を基に適切に対応されたい。
- (4) 実施設計図書は特記仕様書を反映し、積算、施工するのに必要十分な内容である。
- (5) 積算書は全体として適切と判断する。
- (6) 施工について、進捗、施工体制、諸手続き、安全管理、住民対応、工場棟と煙突解体の施工管理、杭工事、施工現場の整理整頓、プライバシーに配慮した女性用トイレなど適切である。  
また、休憩所には、モデル職場の事例を参考に、花、植物を置くなど配慮していただきたい。

#### むすび

今回の工事調査はサンプリング調査により実施したもので、調査範囲から限られた結果に基づき判断を示した。大切な公金が区民のため適切かつ効果的に使用されるよう、今後も合理性、公益性、安全性、経済性に配慮し清掃工場建設に取り組んでいただくよう要望したい。